

下水道総合計画見直し及び  
下水道事業経営の在り方等検討委員会  
議事要録

内容 第8回

日時 令和5年3月6日(月)

午後7時から午後8時45分まで

場所 武蔵野芸能劇場2階

小ホール

出席委員7名 欠席1名

1. <次第1>下水道使用料の改定について（第7回委員会まで）

2. <次第2>使用料体系の改定について

○事務局 <次第1>を資料1、<次第2>を資料2にて説明

- ・使用料体系についてケース(1)～(4)のそれぞれのケースに対する各委員の考え方などのご意見をいただきたい

[質疑]

○A委員 資料2 P.4 図表③の数字はどのように読み取れば良いのか。

○事務局 資料2 P.4 図表②では金額で示した各ケースの水量区分ごとの使用料への影響を、割合で示したものである。

○A委員 1月当たり汚水量区分で“～500” m<sup>3</sup>の割合が“～1,000” m<sup>3</sup>より高いということは、“～500” m<sup>3</sup>の水量の方が多いということか。

○委員長 “～500” m<sup>3</sup>は1つ前の使用料区分以降である“200～500” m<sup>3</sup>の水量のことで、“200～500” m<sup>3</sup>の方が“500～1,000” m<sup>3</sup>より水量が多いということを意味している。“0～8” m<sup>3</sup>が全体の40%を占めているということは、基本使用料を高く改定するとより収入が増えるということを意味している。ということで良いか。

○事務局 そのとおりである。

○E委員 資料2 P.4 図表②について、各水量区分でどの程度金額が増えるのかや合計額も含めてわかりやすく示した方が良い。

○B委員 それぞれのケースでの影響を見るためにも増加額や合計額が入ることでより分かりやすくなるのではないか。

○事務局 各委員のご意見を反映して、より分かりやすい図表としたい。

○委員長 個人の負担額の増加も重要で、資料2 P.3の各料金区分の値上げ額を見て、ケース(2)が家庭には1番厳しい改定になっているが、どの程度が妥当なのか、また1人家庭などどこに重点を置いた改定をすると良いと思うか、などの点も踏まえて各委員からご意見をいただきたい。

○A委員 東京都（23区）の基本使用料はいくらか。また現行の使用料体系で課題になっていることはないのか。

○事務局 東京都（23区）の基本使用料は560円/月である。武蔵野市の基本使用料は、東

京都と比較すると安い、近隣5市と比較すると高い水準である（第7回資料2参照）。従量使用料の部分は他自治体と比較して安くなっている。

- B委員 従量使用料の部分を安くしている理由は何か。
- 事務局 基本使用料を取り入れた平成9年の使用料改定で、当時の水環境の問題で使用抑制の流れがあったなか、逡増従量使用料の考え方が採用され、単価も決定されている。
- 委員長 水道と下水道は異なるが、水道では独自の専用水道を使用することにより、公共水道を使用されなくなってしまうことを避けるため、逡増性を緩やかにしている傾向がある。
- B委員 武蔵野市が他自治体と比較して、従量使用料の部分が安いのは、水道部の考えと連動してのものなのか。
- 事務局 連動していない。独立採算制のもと、収益を確保できるよう下水道使用料の改定を行ってきている。現行の使用料体系も根付いてきているため、今までの考え方を踏襲しながら、全体で負担をしていく改定を行うことが良いと考えている。
- E委員 30m<sup>3</sup>/月以下の使用者の割合は全体の8割で、30m<sup>3</sup>/月以下の使用料の割合が全体の7割であり、現状で30m<sup>3</sup>/月以下が割安のため、基本使用料を上げるという考え方はあっても良いと思うが、過去の経緯や近隣自治体との比較等を踏まえ、平等に負担をするケース(1)の考え方が一番現実的なのではないか。
- 委員長 ケース(2)を採用することもあり得るが、他自治体と比較して従量使用料の部分は安いので、ケース(1)が妥当か。
- G委員 平等に負担する考え方で良いと思う。もし生活困窮等の特定の利用者に対して配慮すべき事案があるのであれば、補助を出すなど、市の政策的判断で対応していくべきと考える。
- A委員 経営の持続可能性という観点で考えると、特にケース(4)はリスクが高く、ケース(1)かケース(2)が良いのではないか。
- C委員 東京都へ支払っている下水処理の費用はどの程度の割合か。この部分の費用は主に従量使用料で賄い、維持管理等に充てられる部分は主に基本使用料で賄うといった説明を行えば、使用者も改定に対して納得するのではないか。
- 事務局 流域下水道等維持管理負担金は令和3年度の収益的支出全体の約36.7%の支出

である。

3. <次第3>武蔵野市下水道総合計画（案）について

4. <次第4>武蔵野市下水道事業経営戦略（案）について

○事務局 <次第3>を資料3、資料5にて説明

※<次第4>はパブリックコメントによる意見がなく、修正していないため説明なし

[質疑]

- 委員長 資料3P.2 図1-1の修正について前回意見をしたが、どの部分を修正したのか。
- 事務局 図に市内と市外や地上と地下の表記を追記した。
- B委員 該当部分に色をつけたり、白抜きにしたりすると良いのではないか。
- 事務局 見やすくなるようにさらに工夫して表記する。
- 委員長 資料3P.64以降の用語説明には読み仮名をつけると良い。雨水を”うすい”と読むべき用語が維持管理負担金の前に来ているので、順番を正すべきである。
- 事務局 ご指摘のとおり修正する。

5. <次第5>委員会の報告書のとりまとめについて

○事務局 <次第5>を参考資料にて説明

[質疑]

- 委員長 委員会の総意として意見をまとめたわけではなく、各委員の意見である旨を記載した方が良い。
- 事務局 P.1下から2段落目に記載している。
- A委員 取りまとめという表現がわかりにくくしているのではないか。
- 委員長 取りまとめではなく、誤解を生まないような表現に修正いただきたい。
- B委員 委員会として総意を決め提言するわけではなく、各委員が様々な意見を述べる事が目的にある、という委員会の位置づけを記載した方が良い。そのうえで各委員の意見を列挙したと記載すると良いのではないか。
- 委員長 位置づけを明確に記載していただきたい。

6. その他

[質疑]

- 委員長 これまでの委員会の中で使用料体系について様々な議論を行ってきたが、その内容は経営戦略の中には出てこないのか。本日の資料2は経営戦略の付属資料や委員会のアウトプットという扱いとなるのか。また、改定率も経営戦略に記載された方が良いのではないか。
- 事務局 本委員会は、市が作成した使用料改定案に対して意見・助言をいただき、それを受けて、市の方で使用料の改定率や体系の検討を進めていくという流れで進めてきたため、委員会のアウトプットではない。使用料改定を行う場合には、議案上程の段階で、改定率3.7%から4.3%の間で最終的な判断を行う予定となるが、令和5年4月公表予定の経営戦略では、改定率については未確定のため、委員会の中でご意見をいただいた下限値として3.7%の使用料改定を見込んだ財政計画として作成している。
- E委員 資料2を経営戦略の参考資料とすることはできないのか。
- 事務局 経営戦略の公表までに使用料体系に対する市の方向性を決定することが難しいため、参考資料として掲載することも難しい。
- A委員 経営戦略のP.24、25の収支計画の記載がわかりづらいのではないか。
- 事務局 整理して記載をする。
- B委員 委員会報告書はどのように公開されるのか。ホームページ上での公開か。それであれば、今までの委員会資料や議事録のリンクを貼るなどして、報告書を見た人が紐づけしやすいようにすると良い。
- 事務局 ホームページ上の公開は、ご意見のような形で公開するようにする。